

第1回 京都市歴史的景観の保全に関する検討会 議事録

- 1 日 時 平成27年12月18日（金） 午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 京都市国際交流会館 1階 第1・2会議室
- 3 出席者 委 員：大庭哲治委員，小浦久子委員，深町加津枝委員，宗田好史副座長，
門内輝行座長
※小浦委員 3時30分入室
事務局：松田都市計画局建築技術担当局長，杉浦都市計画局都市景観部長，
山本景観政策課長，小山田風致保全課長，門川企画係長
- 4 次 第
開 会
議 題
(1) 具体的方策の検討の方向性について
(2) モデル地区での検証について
(3) 夜間景観のプレ調査について
閉 会
- 5 公開情報 傍聴者1名，報道関係4社

1 開会

- ア あいさつ 松田都市計画局建築技術担当局長
- イ 委員会の公開について報告
- ウ 座長，副座長の指名について報告
(座長 門内輝行委員，副座長 宗田好史委員)

2 議題

(1) 具体的方策の検討の方向性について

- ア 配付資料「1 平成26年度歴史的景観の保全に関する検証業務 報告書」「2-1 景観重要建造物への指定と支援」「2-2 平成28年度国の予算・施策に関する提案・要望」「3-1 はばたけ！未来へ 京プラン 後期実施計画（骨子）」「3-2 「京都まち・ひと・こころ遺産」制度案についての意見募集」「4 歴史的景観の保全に関する具体的方策について」の内容を説明（事務局），参考資料「京町家の流通促進による保全・再生策に関する要望書」の内容を説明（宗田委員）
- イ 案件について下記のとおり質疑応答

座 長：それでは，今年度やっていくべき方向性について，一応4項目伺っております。

1番目が「市民や事業者との協働による景観づくりの推進」，2番目が「歴史的景観を保全・継承する景観規制」，3番目が「歴史的景観保全に対する支援制度」，4番目が「景観上重要な要素の変容に関する情報を早期に入手し対応するための制度」です。また2番目に，具体的にこれらの項目を，モデル地区を定めてやってみようという話がございます。中身に入った議論がそちらでできると思いますが，去年の関係から言うと，もう少しここを話そうとか，あるいはその項目ならこっちで入っているということの説明を事務局側から受けながら，方向性を議論したいと思います。どの項目からでも結構です。いかがでしょうか。

委 員：4番の「情報を早期に入手し対応するための制度」について，先ほど関連づけて私どもの「町家流通促進に関する要望書」をご紹介させていただきましたが，この点を少し整理します。

この間，町家が壊されることについて京都市に対して陳情をずっと行ってきました。バブル最盛期は相続税が高すぎるから町家と土地を売らないと払えないという状況がありました。その後バブル崩壊によって，倒産等でご商売を畳まれて競売物件にかかり，結果，町家を壊さざるを得ないという状況が発生してきました。今は，ご家族で誰も住む人がいなくなった，維持する人がいなくなったから売らざるを得ないという状況がちらほら出てきています。

この背景には，我が国の社会情勢の転換，つまり人口減少社会の中で地域を維

持するだけの家族と地域社会がなくなっているということがあります。京都はまだそこまで深刻に進んでいませんが、例えば全国重伝建地区をみると3割以上の地区で3割近くが空き家という状況になっています。一人暮らしの高齢者の割合もどんどん増えてきています。昔は開発から街並みを戻すということで取組んできた制度ですが、今は過疎化・高齢化からその地域の文化財、文化遺産を守ることになってきています。現場でどういうことが起こっているかという、一人暮らしの高齢者が、家族がいなくなっても綺麗な状況で建物を受け渡せるようにしておきたいということで、2割から3割の負担で町役場や文化庁の方をお願いして建物を整備します。そして、この門はとても維持できないから除却するが本体は何とか残すというような状況が起きています。これは過疎地域の重伝建で起こっていることですが、この風潮がじわじわと京都の町家にも及んでくるだろうと思います。

何が言いたいかというと、情報を入手した時どういう対応をするかをあらかじめ決めておかないといけないということです。どういう対応策が必要かについては、流通は1つの可能性です。それ以外に、流通しにくい建物に関してどうしていくかということも併せて考えていく必要があるし、修繕・改築に係る費用をどう捻出するかということがあると思います。

同じことが寺院や神社にも言えます。下鴨神社は、戦前は官幣大社で、国費で全部まかかっていました。戦後、地域氏子というものを作って何とか維持してきたわけです。私も下鴨神社の氏子ですが、氏子だけで世界文化遺産の社寺を管理することは無理です。実際に国宝2件、重要文化財建造物31棟ありますが、それ以外にもあの広大な境内の中には沢山の建物が建っています。それらを行政が支援する際に、文化財には支援できても、神社が行う宗教行事に国や自治体が費用を出すことは、政教分離原則があるのでできる状況ではありません。だから下鴨神社に限らず、それぞれの神社が今必死に生き残りをかけてやっていますが、どこでも氏子は相当減っています。地域の理解を進めて市民・事業者と共有する云々と書いてありますが、皆が100万円ずつ出して神社を守ろうというところまで協力してくれるかと言ったらそこまではできない。しかし、京都が持っている文化遺産は、様々なご協力を頂かないととても守れない状況です。これも今のうちから丁寧に検討しておかないといけないことだと思います。これを今回、景観保全に関する具体的な方策として検討していただきたいと思います。

座長：ありがとうございます。保全という背景には、それを壊すという力が働いているわけですが、壊す力の源泉が時代によっても変わってきています。現代社会の中では、人口減少の一方で、東京オリンピックや、アジアの各都市で大旅行ブームが起こっている等で観光客が今増えてきているということがあります。

京都府と京都市の共同で「オリンピックと文化」の取組が長尾真先生が中心と

なって進められていますが、東京でも「文化資源会議」というものができています。伊藤滋さんが座長を務められており、その第1回会合に京都代表で出席してきました。東京でも神田周辺を中心に半径2kmのエリアを文化財保存の重点エリアとして指定して、観光客をどうやって東京の中で取り込むかということ、さらにオリンピックまではいいけどオリンピック後はどうなるのかといったことまで視野に入れながら、色んな検討が進んでいます。現代社会の中での社会的コンテクストを読みながらでないと、現象的な対応策だけやってもその場限りになってしまう。

去年の議論というのは、個々の文化財を含むエリア全体を見ていこうということだったと思います。エリア別の対応については次のトピックで議論されますが、それ以外に、何かお気づきの点、あるいは全般を含めてご意見はありますか。

委員：政策論という視点から考えたいと思います。今年度、具体的方策を検討するに当たって、多分これまでも色々な取組はされていたと思います。例えば登録制度、規制制度、経済的あるいは人的支援制度等、色々設けて取り組まれてきたと思いますが、それぞれの制度はどこまでのことができ何ができなのかということを整理されていますか。つまり、これから検討するに当たって、例えばバッファゾーンとか、あるいはエリアとして保全していくに当たってどういうツール、どういう手法を使えばどこまでできるのかということがよく分からないので、その辺りをもう一度整理されて、足りない部分を新たに設けるとか、あるいは抜本的に変えるような方法を設けるとか、何かそういう議論につながっていく上で、既存の制度がどうなっているのかという情報が欲しいなと思います。

座長：何か事務局の方でコメントはありますか。

事務局：既存の制度が京都市の場合は沢山ありすぎて、1つの敷地に色んな規制がかかり非常に複雑になっています。それぞれの制度の限界といった部分もまだ整理できていません。

座長：エリアを対象として具体的に議論したらどうですか。

事務局：はい、していきたいと思います。

委員：制度や仕組みの点検についてですが、制度だけでなく人や組織の部分についても見るのがとても大事だと思います。1番は4番ともすごく結び付いているので、情報を入手するというのが仕組み等のつながりがある中で可能かどうかを考えないといけないと思います。

また、今までの制度が複雑だということですが、制度があることで守ってこられるものもあると思います。一般の人はよほどのことがない限り知らないし、制度があっても大変な思いをしている人には届かないのが現状だと思います。そういう構造にあることを前提として、何ができるのかを考えないといけないと思います。地域防災等とも関係すると思います。地域の誰がどういう状況にあるとか

ということ関連する人同士のネットワークで分かっていると、何とかしようという形で動きますが、個別にあるだけだと個別の中で完結するしかありません。ただ個人情報の問題があつて、例えば要介護者の方がいてもそれを教えられないというものがありますが、その問題は、何となくこの景観上重要な要素についても通じるものがあるので、それをどううまくクリアしていくかというところで考えていくのがすごく大事だと思います。

樹木や緑地も町家と同じことが言えます。何百年も経ったすごく良い木も、開発する際には切られてしまう。そして、新しく何本か植えたら緑の量はクリアするという仕組みになっていて、歴史的に意味があるものに価値を見出してそれを大事にしていくということが意外にフォローされていないと思います。ただ、手を全く加えないのがいいかというところではなく時には伐採をした方がいい場合もあるので、その辺のことを柔軟に対応していけるといいなと思います。

あと所有者の問題があります。南禅寺界限の庭園の調査に関わったことがありますが、情報が把握しにくいような方が庭園や町家を大分所有しているようです。個人企業や海外の方、海外に限らず京都以外に住んでいる方がそういう物件を所有しており、立ち入ることや状況を知ることが全くできない。けれどもとても大事な部分をどうするかというまた違うアプローチが必要かなと思いました。

最後に、景観上重要な要素のためには、材料、構成しているもの、作る人、技術、それらがセットにならないと結果的にはなくしてしまう、あるいは本来大事なものが大きく変わってしまうと思います。どういうものをどこから調達して、どういう風な形で景観上重要なものとして引き継いでいけるかという大きな流れのような部分も一緒に考えていけるといいなと思います。

委員：制度というのは、現在の国の持っている枠組みの中でしか強制力を持った形では機能しないものです。そう考えると、建築物については建築基準法の世界があつて、敷地を越えることはなく町とはつながらない考え方になっています。樹木の方はよく分かりませんが、樹木は樹木でありますよね。農地なら農地であるし、それは今、1自治体が法律を変えて運用することはできないので、できることはその枠組みの中で、地域型に組み直すというか、条例の中で組み直していくことになっていくと思います。

京都市はこれまでも、いわゆる防火地域や消防法の話にしても条例の中で工夫して商業地域の中で木造をつくることをされてきているわけで、そういう制度運用を組立ていく技術をお持ちだと思います。そうであれば、今何が重要かというところ、価値の問題だと思います。何を守るのかということを明確にしないと、いくら制度運用の技術を持っていても、その目標が明確でないと、運用する時にそれが適正かどうかを判断する指標を見失います。そこが大きな問題ではないかと、今感じるところです。

例えば景観地区にしても同じだと思います。制度としての力はあってもそれをどう使うかというところが難しい。歴史的な資源として価値を見出すところと、生活を維持していく中で対応していかなければならない課題と、それらが隣り合わせで発生するのが京都の都心の状況だと思います。その時に、判断は違うけれど違っていいと言えるのは価値の問題でしかなく、そこを明確に共有しない限り、場所性や周辺状況などによって基準に対応する適正なデザインが異なることがあるということを社会的に了解するのは難しい。ここまで何でも建ってしまう状況をつくってしまった中で、守らなければならないものを守るには価値の概念しかないと感じています。

価値をつくるものは何かというと、大きく2つあって、1つはマーケットです。町家がそれなりにマーケットベースで価値を見出せるようになってきている、流通に乗せていくという、マーケットが生み出す価値です。もう1つは文化財のように、マーケットには乗らないかもしれないし、世の中の一般的制度には乗らないかもしれないけれども大事にしなければならないという価値。これも既に価値づけられ保存のしくみが決まっているものについてはいいですが、こういう町家など生きている資産については、新たにその価値を学術的にも出していかなければ、行政だけでは守りきれないところもあると思います。これは非常に難しい21世紀的課題だと思っています。これまでは開発が進む中でこれだけは守るために建築物などの価値を学術的に位置づけてきましたが、生きている地域の価値については学術的にはまだ十分フォローできていないと感じています。それは生活と直結している町家について、変化しつつも生きてきた京都のいわゆる京都らしい資源の活かし方。建築物も緑地も水も皆そういったところがあると思います。

だから、まず制度を整理して、何ができるか、今まで何をしてきたのか、計画技術の点検です。その上で何を守り、何を作るか。守ることも作っていくことだと思います。良い変化を生み出していくというか、守り方、つくり方の目標を共有するための情報が必要です。具体的な方策を考える前提がまだ今の話だときちんと共有されていないように思われます。

町家も10年、20年かけてようやく評価が迷わなくなってきたというか、社会的にもマーケット的にも一定の価値を見出してきたという経緯がありますが、緑地、樹木、庭、水や寺社仏閣といったものはまだそういう状況にはなっていないので、こういうことが問題になるのだと思います。規制をかけようと思えば、いくらでもかけられると思います。ただ、かける勇気がないというか、制度が用意されても使っていないことも多い。規制の意味、適正かどうか、守るべきことと折り合うことの組み合わせ方などを考えることで判断する許可型の運用、地区特性に応じた基準運用などは、今まで日本であまりやっていないと思います。

京都ならできるかもしれない。他のところはちょっと無理でも京都ならでき

るかもしれないという期待を込めて、議論を進めたらどうかと思います。

委員：今のことに関連しますが、資料4では、「1 市民や事業者との協働による景観づくりの推進」で、各地域の歴史的資産や景観の特性を市民・事業者と共有する仕組みとあります。その下の「2 景観規制」では「基準」「地域」「手続」「運用」という4つの柱が立っていて、これを弾力的に運用することだという話です。小浦先生のご意見は、まず価値だと。ここで言う歴史的資産の価値がきっちり固まっていない部分がある。そこは非常に重要なご指摘だと思います。

話が飛ぶようですが、世界遺産のバッファゾーンという話が出ているので言わせていただくと、世界遺産の本体や緩衝地帯がまずいぞということを世界遺産委員会やイコモスに言ってきていただくことはいいのですが、守るのは国内法です。世界遺産条約は所詮条約で、条約を結んでいる以上はユネスコから勧告することまではできますが、国際法でその遺産を守れるかというと守れません。ユネスコや世界遺産委員会は、世界遺産をリストから外すことしかできないのです。一方、ドレスデンの事例では、市民投票にかけた結果、世界遺産を外そうという方向に行ってしまった。正に価値の共有ができなかったわけです。これこそ世界遺産の最たる危機だということが分かっている、世界遺産条約採択40周年記念事業ではコミュニティを重視しようということが言われました。コミュニティの人達がまず価値を認識して、その価値を守ろうという取組がない限り、世界遺産はうんともすんとも言いませんよねということです。

委員：あれは確か、文化的景観の価値はなくなるけれども、歴史都市としての文化資産であれば、認められるというような議論になったのでは。

委員：だから縮小して再登録してくださいということになります。でもそれが妥当なのか。

委員：生きている市民の価値認識としては橋を作ることを選んだわけで、それはいわゆるユネスコの価値評価とは合わないということですよね。

委員：正に市民が選択したということです。価値認識を共有することの重要性は色々な意味で最前線に来るべきだと思うのですが、例えば人口減少が進み、ここは過疎地になってしまったから今の景観規制を外してこういう開発をしようとか、もっと自由に建てられるようにしようとかいう規制緩和の圧力が来ることは目に見えているわけです。

委員：全国的にそういう話があります。

委員：京都ではまだそこまでいっていませんが、今から価値を決めておかないと、人が減ってもここは何とか残しておくという方向に動いていかないということが一番恐れているわけです。

座長：いずれにしても、1番に「市民や事業者との」と書いていますが、色々な自治体等で財政が厳しくなってきたからプライベートセクターからお金を入れようと

いう議論が大変多くなっています。そういう意味では価値の問題の背後には、パブリックセクター、プライベートセクター、コミュニティーセクターといった異なる主体がいるわけで、そういう主体間の関係性をどうしていくのかといったことも詰めていかないといけない。支援についても一体誰がどうやって支援するのかという、一種のソーシャルデザインのような仕組みも考えていかなければいけない。

個別のエリアについては議論しないで大きなレベルで考えようという戦略があるかと思いますが、個別に課題をやっていく以前に、価値とか制度の問題とか主体の問題とか、そのフィロソフィの部分についてやはりきちんと見定めておく必要があるということが、議論の中で浮かび上がってきたと思います。

予定していたところまで議論が進みましたので先に進ませていただきます。議題2「モデル地区での検証について」という項目ですが、これについて事務局の方から説明をお願いいたします。

(2) モデル地区での検証について

ア 配付資料「5 モデル地区候補」「6 夜間景観のプレ調査について」の内容を説明（事務局）

イ 案件について下記のとおり質疑応答

座 長：ありがとうございます。議題2について、夜間景観を含めてご説明いただきました。ただいまの説明に関して、何かご質問等ありますでしょうか。

去年実施した調査エリアに関する膨大な資料はどこかで眠っているのでしょうか。

事務局：それをベースに、今年度具体的な方策を考えていく中で、各エリアに落としていくということを検討していかないといけないと思っております。

座 長：今、合計6エリアをモデル地区候補にしたいというご提案がございましたが、いかがでしょうか。

委 員：モデル地区の候補は昨年度かなり調査されたと思いますが、振り返ってみますと、清水寺エリアを見ても世界的に価値が共有されるような観光資源になり得るエリアをどう保全していくか非常に難しいなという意識があります。何故かと言うとやはり価値があるから行きたいということで、例えば交通アクセスも大事ですし、資料にも駐車場が非常に多いというところでどう住み分けをするかを考えないといけないこともありますし、近年、外国人向けの英語、韓国語、中国語表記が今後どんどん増えていく可能性があると思います。店舗等で文字の量が増えていくことになりますので、そういうところを屋外広告物なのか、あるいはそれ以外の広告でどう考えていったらいいのかということも課題なのかなと思います。

た。

座 長：どこのエリアも割とメジャーなところ選ばれているのですが、何か理由はあるのですか。

事務局：色んな地域特性がありますので、ある程度類型化していかないといけない中で、世界遺産は景観規制として眺望景観保全地域に指定し、そこから見えるものについての配慮を求めています。世界遺産以外は、御所や桂離宮を除いて眺望の視点場には指定していません。つまり、眺望の視点場のあるなしで分けている。あとは資産の周辺を風致地区・美観地区を指定しているエリアと、建造物修景地区という比較的緩やかな規制をかけているエリアといった規制のグラデーション的な観点と、合わせて分布状況等を鑑みて候補として選びました。

座 長：この4つの項目についてそれぞれのエリアで検討していくということになるのでしょうか。

委 員：この資料を見ると、平面的、断面的なことは分かるのですが、これの妥当性を判断するのが大変難しいです。例えば3次元とか、もう少し実際の全体像が一目で、素人でも分かるような工夫が欲しいです。

また、価値の話で「歴史的な」というのが1つのキーワードになっているので、色んな歴史的な資料や絵図等を見た時に、それぞれの地域の歴史的な価値がどんなものなのかということを、具体的に検討できるような素材がもう1つあるといかなと思います。

夜間景観も景観評価の実験等をして、例えば夜景の景観についての価値判断ができる材料を整えるなどをすると、何か意見を言ったり考える時にいいかと、参考までに申し上げました。

座 長：妙心寺は入っていないのですね。1つ1つのエリアで価値まで遡って深く議論しようとするとなかなか大変です。少しやり方を考えないとなかなか……はいどうぞ。

委 員：今のご意見は至極もつともだと思います。世界遺産に限らず対象となる文化遺産がどう変容してきたかということはきちんとチェックしておきましょうと。それから、風致地区にも開発が当然及ぶわけですが、例えば、緑被率が9割近い土地で、風致地区の規制の中だけで宅地開発されてしまうと結果として緑が減るといふその落差に風致保全課も驚かれたし、周りの住民はもっと驚かれました。それから東寺エリアが入っていますが、隣地で限度いっぱい建物が建つとどういうインパクトが生じるか。東寺の場合だともう少し丁寧な検討が必要だと思います。世界文化遺産の中でも東寺が一番交通量も多いし、用途地域も一番緩いところです。そこで3つ目のポイントとしては、用途地域が本当に適正かどうかということです。ここは非常に苦しいところだと思いますが、緩衝地帯を検討していく中で、理想を言えば、第一種低層住居専用地域ではなく市街化調整区域ならマンションは建たなかったわけです。しかしそれはあくまでも理想でしかありません。

逆に商業系のまだ比較的緩い用途地域の場合はどこまでできるのかというのがあると思います。このようにいくつかの段階に分けた調査、特に東寺と伏見稲荷は色んな可能性を含めて点検してくるべきだと思います。

それから、夜間景観の話が出たのは、そもそも屋外広告物規制をかけた時に屋内広告物に関しては難しいということはさんざん議論したと思います。当然、開口部を広く取って屋内から外に掲出するような方法を取ることは、沢山あるわけで、3階の窓からではなく1階の室内から見えるようにしているところも沢山あります。今後、屋内広告物をどういう風にしていくかというのは、正にゼロから始まる議論だと思います。

座 長：私は広告物専門小委員会の委員も務めていますが、今、屋外広告物に関してはかなり検討が進んでいます。ただ屋内広告物の場合は、京都市でも検討していますが、同時に国の規制との関係もあって、なかなか面倒な問題もあるようです。

委 員：もう1つ、今の屋外広告物規制に関しても市民の理解は特に高いとは言えないので、もう少し時間をかけてやっていかないといけないと思います。規制によって自己負担で屋外広告物を撤去した人が、費用負担したことに対する恨みのようなものをまだ忘れていない時期なので、今ここで畳みかけるように次の規制をかけることは、市民感情を考えると、ここはゆっくりやった方がいいかなと思います。

座 長：夜間に関しては私も気になっていました。広告物の問題もちろんありますが、例えば夜間の観光をどうするかなど、魅力的な夜間景観を作るという問題もあると思っていたのですが、今聞いているとそうではない方向の写真だけ出ていたのがちょっと気になりました。ぜひ夜間景観を問題にする目的を、仕分けをしながら重層的に考えてほしいと思いました。

委 員：このモデル地区の6地区の意味が私にはまだよく理解できていないのですが、資料4の4つの項目を点検したモデル地区ということですか。

景観規制を考えていくのにこの4つを選んだということですか。何故この4つから入るのがちょっと分かりません。

規制を作るために調査するのではなく、ここがどんなところでどうしたいというのを考えた上で、それを実現するために必要な規制や方法を考えるわけで、規制を作ったからといって町が良くなるわけでもない。町を良くするにはどうしたいのという話がなければ、規制なんていくら作ってもただの紙です。それはいろいろな所でやってきて実感しています。

特に今の景観地区もそうですよね。大変苦勞されていて、それは理解できるし、今さら同じ地区指定がかかっているところで違う判断はできないとおっしゃる市の主張もよく分かる。それを変えようというわけですか。同じ旧市街地区型美観地区の指定のあるところで、判断を変えたいということですよ。少なくともここで、地域ごとに違う守り方とか、風景をつくっていかうとすることは、同じ

基準、今、旧市街地区にかかっているA地区とB地区で、同じ文言を場所ごとに違う解釈ができるかという議論になると思います。

それはできないと京都市はずっと言ってきたわけですが、それでは基準を変えていくというのであれば、大変煩雑なことが必要で、地区ごとに異なる基準を何十も作って意味があるのかということにならないですか。それよりも運用のプロセスを検討することが考えられます。基準の解釈を共有するための手続きの法制化とか、手続きの公開性を高めるとか、ワークショップでも何でもいいけど何らかの公開の中での判断を進めるとか。ただ、こうした取り組みはかなり専門性が求められ、市民がいいからいいというわけにはいかないと思います。

この歴史的な価値について、建築、植生、デザイン、また観光などいろいろな立場、福祉もあるかもしれない、いろいろな視点からの判断が出てきて初めてできることは沢山あると思います。

この図には全然用途地域が入っていませんが、用途はベースであり、用途地域でボリュームが決まってくるわけです。その最大値が見えるわけです。やはりそれは第一義的にチェックすべきだと思います。要するに敷地ごとに最大限でかいものが全部建った時にどうなるかということです。

次にそのような状況を変えようと思うと、おおよそダウンゾーニングは嫌だと言われます。それをするためには決心が要ります。決心すれば変更を進めることはできますが、抵抗は大きい。少なくとも今の用途地域でどんなことが起こり得るかというのは、大体分かるではないですか。

用途地域のベースがまずあって、次に風致地区と美観地区がある。京都の場合は、風致の使い方に特徴がありますよね。歴史的に、山裾の市街地の緑まで含めてきちんと守る環境をつくる意図で風致を使ってきており、この特徴をもう少し明確にして欲しいです。風致でどこまで頑張るかという問題と、風致をかけてないところの美観で何をするのかということが、この地図では非常に読みにくい。

また、色の使い方が旧市街型美観も緑で、風致も緑では混乱するので、ビジュアル的にも人間の感覚でわかるような工夫あるとありがたいです。ぱっと見ての印象で、ああそうかと思えるような。少なくとも都市計画をやっていれば、赤と青と緑の色の認識は共通の解釈を持っているので、それを考慮してもらえると嬉しいです。

それと用途指定から、ボリュームは確実に見えるわけですから、これではダメ、ここは大変といった程度はまずチェックしないと、技術的には見えてきません。景観はボリュームと配置が基本です。

何よりも言いたいのは、歴史的に町がどうできてきて、それぞれの場所がどういう場所かということです。京都の人は洛内、洛外という認識が大変強いですし、鴨川を超えるという認識も強くある。今人口が入れ替わって世代も替わって、そ

んな人が少なくなっているかもしれないけれども、逆に場所の認識を戻した方がいいと思います。町にとって元々郊外地だった山裾がどういう意味でというような、歴史的市街地の位置付けを忘れずに議論をした方がいいと思います。

ここを抜き出すと、皆さんすぐ形がどうか何やらと言ってしまいますが、まずはここがどんなところで、今現状でぐちゃぐちゃになり得るポテンシャルを持っていて、これをどうするのか、そのためには、どこまで決心しなければならないかということが問われているわけです。やりますというならいくらでも付き合いますが、本当にするなら規制が厳しくならざるを得なくなるし、やろうと思えば技術的にいくらでもできるけれども、それに意味があるかどうかという問題もあります。守らなければならない個別の対象と、生き続けていかなければならない住まい、店、事業所、ホテル等が共存しているわけで、生き続けていかなければならないものが更新できて、かつ守るものと折り合って穏やかものになるための仕組みというのは、規制だけでは多分無理だと感じています。

座 長：私も少し誤解していました。モデル地区はエリアというまとまりの中で具体的方策の1から4を重ね合わせて見ていくにはいいかなと思っていましたが、2の規制)をやるためのケーススタディだという理解はしていませんでした。1から4をそれぞれ考えるのは大変ですが、あるエリアの中で区切ればステークホルダーもはっきりしてくるし、問題もはっきりしてくるから、それで重ね合わせていくというふうに理解をしたいと思います。

それから、規制の話だけではなく全体を重ね合わせて見ていくためにも、このエリアに詳しい人、つまり歴史を知っている人の話も聞いたり、あるいは来てもらったりしながらやった方がリアルに捉えられると思います。もちろん特定の人で全てがカバーできるとは限りませんが、やはり本を読んだだけでは分からない話は沢山あります。本を読んだ知識をベタ貼りしただけで進めていくとなかなか難しいので、資料の出し方とか、進め方を少し工夫していただきたいなと思います。

委 員：マントバってどのぐらいの広さですか。

委 員：東大路から清水の一望くらいまでカバーできます。一番とんがった三角形のピラミッドの一番上からバッファに入っている広いエリアです。

委 員：ということは東寺がどうこうと言う前に、京都の全体の都市構造をきちんと見ると、東寺は洛中の一番端っこにあって、「そこにある」という意味があるわけです。そういう場所の意味を今も引き継いでいる。そうした場所の意味なども、いろいろ判断の中にあると思います。それをきっちり行わないと、道を作るとか駐車場を作るとか、何かを変えていく時に、何はしてもよくて何ができないのかという判断は、東寺の横に作るのと違う場所に作るのでは意味が違うわけで…。

委 員：いきなりハードルが上がりましたが、マントバって言われたら私なんか張り切

りたくなってしまう。

委員：あのマントバの計画はすごくよくできていると思います。

委員：あのクオリティを今ここでハードルとしますか。学術的には大変刺激されますが。

座長：スケールの問題も色々あると思います。マクロを見ながらミクロも見ていくというふうには、マクロとミクロを行ったり来たりと相互通行しながら議論していかないといけないと思います。一旦絞るのはいいけれども、ここだけ虫眼鏡で見るようになってしまうとちょっとまずいと思います。

委員：何も変えないということではなく、良い変え方をしながら意味を守っていくというか、資源を守りながら周りは良い変え方をしていくということがすごく重要だと思います。

委員：歴史都市京都、歴史的都心部の位置付けをきっちりと把握した上でそれぞれの地域について考えていくことで、いわゆる大景観・中景観というものを踏まえながら、それにふさわしい様々な手法を駆使した景観コントロールの手法を確立しましょうということです。

座長：議論は尽きませんが、とりあえず今年度はそういう方向で走り始めています。全体としてはだいぶ遅れているのですよね。ですから次年度に向けてのプログラムを作っていくという形になるかと思いますが、もう少し検討を重ねていきたいと思っています。予定の5時になりましたので、本日の議題はこれぐらいにしたいと思っています。委員の中から貴重な鋭いご指摘をいただいておりますので、事務局に当たりましてはこれを参考に事業を進めて行くようにしていただければと思います。

—了—